

広保医第165号

平成28年8月29日

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会

委員長 秋山 實利 様

広島市長 松井 一 實

(健康福祉局保健部保健医療課市立病院機構担当)



地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更に係る認可について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき、法人から別添のとおり認可申請がありましたので、同条第3項の規定により認可に当たっての意見を求めます。

広病第241号

平成28年8月29日

広島市長 松井一實様

地方独立行政法人広島市立病院機構

理事長 影本正之



地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画変更の認可申請について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の一部を変更したいので、認可を申請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の一部変更の内容

第5を次のとおり改める。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

(1) 基本的な考え方

耐震性の向上と老朽化・狭あい化の解消、高度で先進的な医療機能の拡充等を図るため、安佐市民病院の建替えを進めます。

建替えに当たっては、高度で先進的な医療機能、災害拠点病院としての機能及びへき地医療機関としての機能を荒下地区に、日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等を広島市、関係機関と協議しながら、現在の北館に整備します。

(2) 整備する場所

ア 高度で先進的な医療機能等の主要な医療機能

広島市安佐北区亀山南一丁目「荒下地区」(敷地面積 約40,000㎡)

イ 日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等

広島市安佐北区可部南二丁目「現在地」(敷地面積 約10,000㎡)

2 荒下地区に整備する病院

(1) 担うべき医療の基本的な方向性

ア 高度で先進的な医療の拡充

イ 災害拠点病院としての機能の拡充

ウ 県北西部地域等の病院支援と患者の受入れの拡充

(2) 整備スケジュール

今期中期計画				次期中期計画			
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
		←	→	←	→	←	→
		基本計画	基本設計	実施設計		建設工事	H34年春開設 (見込み)

(3) 整備費

(単位：百万円)

区分	今期中期計画				次期中期計画	合計	
	27年度	28年度	29年度	(計)	(30年度~33年度)		
基本計画	20			(20)		20	
建替整備費	基本設計		180	(180)		180	
	工事監理等		60	50	(110)	820	930
	実施設計			400	(400)		400
	建設費					20,490	20,490
	小計		240	450	(690)	21,310	22,000
	土地購入費					1,920	1,920
	医療機器購入費					7,330	7,330
		240	450	(690)	30,560	31,250	
合計	20	240	450	(710)	30,560	31,270	
財源	運営費負担金		120	10	(130)	575	705
	長期借入金			430	(430)	29,210	29,640
	自己財源	20	120	10	(150)	575	725
	補助金(へき地)					200	200

(注) 平成29年度以降は、消費税率(地方消費税率を含む。)10%として整備費を見込んでいる。

### 3 現在の北館に整備する病院

#### (1) 担うべき医療の基本的な方向性

日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等の拡充

#### (2) 整備スケジュール

今期中期計画				次期中期計画			
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
				← 整備計画 →	← 設計 →	← 改修工事 →	● H34年春開設 (見込み)

#### (3) 整備費

(単位：百万円)

区分		次期中期計画 (30年度～33年度)
整備費	基本設計	15
	工事監理等	15
	実施設計	40
	建設費	920
合計		990
財源	運営費負担金	7
	長期借入金	975
	自己財源	8

第11の2(3)中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

変更前

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

- (1) 担うべき医療の基本的な方向性
  - ア 高度で先進的な医療の拡充
  - イ 災害拠点病院としての機能の拡充
  - ウ 北部地域の病院支援と患者の受入れの拡充
  - エ 日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等の拡充
- (2) 基本的な考え方
  - ア 耐震性の向上と老朽化・狭あい化の解消、高度で先進的な医療機能の拡充等安佐市民病院が担うべき医療機能の拡充への対応を図るため、安佐市民病院の建替えを進めます。
  - イ 建替えに当たっては、高度で先進的な医療機能、災害拠点病院としての機能といった主要な医療機能を荒下地区に、日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等を現在の北館に整備します。
  - ウ こうした病院機能の再編に当たっては、広島市と十分に連携して取り組めます。

〔主要な医療機能の移転先〕  
 広島市安佐北区龜山南一丁目「荒下地区」(敷地面積 約4,000㎡)

(3) 整備スケジュール

26年度 まで	今期中期計画			次期中期計画			
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
基本構想	←	←	←	←	←	←	←
		基本計画	基本設計	実施設計		建設工事	H34年春季開設 (見込み)

変更後

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

- (1) 基本的な考え方
  - ア 耐震性の向上と老朽化・狭あい化の解消、高度で先進的な医療機能の拡充等を図るため、安佐市民病院の建替えを進めます。
  - イ 建替えに当たっては、高度で先進的な医療機能、災害拠点病院としての機能及びへき地医療機関としての機能を荒下地区に、日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等を広島市、関係機関と協議しながら、現在の北館に整備します。
- (2) 整備する場所
  - ア 高度で先進的な医療機能等の主要な医療機能  
 広島市安佐北区龜山南一丁目「荒下地区」(敷地面積 約4,000㎡)
  - イ 日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等  
 広島市安佐北区可部南二丁目「現在地」(敷地面積 約1,000㎡)

2 荒下地区に整備する病院

- (1) 担うべき医療の基本的な方向性
  - ア 高度で先進的な医療の拡充
  - イ 災害拠点病院としての機能の拡充
  - ウ 県北西部地域等の病院支援と患者の受入れの拡充
- (2) 整備スケジュール

26年度	今期中期計画			次期中期計画			
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	←	←	←	←	←	←	←
		基本計画	基本設計	実施設計		建設工事	H34年春季開設 (見込み)

変更前

(4) 整備費

整備費は、主要な医療機能を荒下地区に整備する費用であり、日常的に地域住民が受診できる医療機能等を現在の北館に整備する費用については、今後、整備ベッド数や診療内容、経営形態等の検討を行った上で、必要に応じて計上します。

(単位：百万円)

区分	今期中期計画			次期中期計画 (30年度~33年度)	合計
	27年度	28年度	29年度		
基本計画	20			(20)	20
基本設計		180		(180)	180
工事監理等		60	50	(110)	930
実施設計			400	(400)	400
建設費					20,490
小計	240	240	450	(690)	22,000
土地購入費					1,920
医療機器購入費					7,330
合計	20	240	450	(690)	31,250
運営費負担金		120	10	(130)	705
長期借入金			430	(430)	29,640
自己財源	20	120	10	(150)	725
繰越金(前期)					200

(注)平成29年度以降は、消費税率(地方消費税率を含む。)1.0%として整備費を見込んでいる。

変更後

(3) 整備費

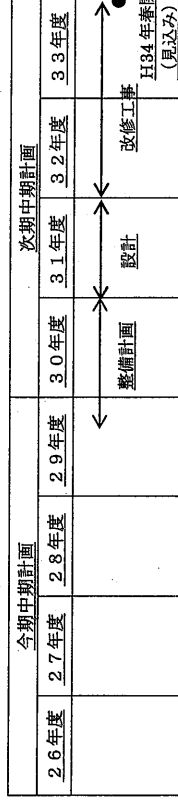
(単位：百万円)

区分	今期中期計画			次期中期計画 (30年度~33年度)	合計
	27年度	28年度	29年度		
基本計画	20			(20)	20
基本設計		180		(180)	180
工事監理等		60	50	(110)	930
実施設計			400	(400)	400
建設費					20,490
小計	240	240	450	(690)	22,000
土地購入費					1,920
医療機器購入費					7,330
合計	20	240	450	(690)	31,250
運営費負担金		120	10	(130)	705
長期借入金			430	(430)	29,640
自己財源	20	120	10	(150)	725
繰越金(前期)					200

(注)平成29年度以降は、消費税率(地方消費税率を含む。)1.0%として整備費を見込んでいる。

3. 現在の北館に整備する病院

- (1) 担うべき医療の基本的な方向性  
日常的に高齢者などの地域住民が受診できる医療機能等の拡充
- (2) 整備スケジュール



(3) 整備費

(単位：百万円)

区分	今期中期計画 (27年度~29年度)	次期中期計画 (30年度~33年度)
基本設計	15	
工事監理等	15	
実施設計	40	
建設費	920	
合計	990	
運営費負担金	7	
長期借入金	975	
自己財源	8	

第6～第10 (略)

第11 料金に関する事項

1 料金

(略)

2 前期1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養 (平成18年厚生労働省告示第495号) 第2条

第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額。

ア (略)

イ (略)

(4)～(9) (略)

3 料金の減免

(略)

第6～第10 (現行に同じ。)

第11 料金に関する事項

1 料金

(現行に同じ。)

2 前期1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。

(1) (現行に同じ。)

(2) (現行に同じ。)

(3) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (平成18年厚生労働省告示第495号) 第2条

第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額。

ア (現行に同じ。)

イ (現行に同じ。)

(4)～(9) (現行に同じ。)

3 料金の減免

(現行に同じ。)